

# 我が国のセキュリティ関連法制の展望

～財としての情報の保護の観点から～

須川 賢洋†

†新潟大学 助教

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 新潟大学法学部  
maahiro@jura.niigata-u.ac.jp

**あらまし** 我が国では情報窃盗罪が存在しないために、情報の窃盗が不可罰であるかのように捉えられているが、実際には様々な法律の網により、多くの部分がカバーされている。しかしながら、その覆いはまだ完全ではなく、日々、法の隙間を埋める作業がなされている。本稿では、その一環としての2009年度の著作権法と不正競争防止法の改正を検証し、財としての情報保護法制の在り方の一片を考察する。

## Vision of legal systems relating to security on this country.

--- from viewing of “protection of information as property” ---

Masahiro SUGAWA†

†Assistant Professor, Niigata University.

8050 Ikarashi 2-no-cho Nishi-ku Niigata City, 950-2181 Japan  
masahiro@jura.niigata-u.ac.jp

**Abstract:** In Japan there is no charge for theft of information, therefore those are not punished as if they were captured by the theft of information. But in fact, many of the legal net has covered many cases. However, it is not yet fully covered. So each day, the work has been done to fill the gaps of the law. In this paper, as part of its 2009 validates the revision of the Copyright Act and the Unfair Competition Prevention Act of the year, to consider the nature of legislation to protect information as property.

はじめに

情報セキュリティに関する規制は様々な法律や、ソフトローと呼ばれる規則・ガイドラインなどが複合的に重なり合っている。本稿では、セキュリティに関連する法律のなかでも最近改正があったものを取り上げ、その改正の効果と今後の課題を検証する。特に、著

作権法や不正競争防止法などにより「財」としての情報をいかにして保護するかということに重点を置き論考するものである。

### 1. 知財

広い意味での情報セキュリティ法制には、知的財産の取り扱いが入る。それ故、著作権であるとか、不正競争防止法上などが密接に

絡んでくることは言うまでもない。

## 1-1. 著作権制度の行方--2009年度の著作権改正を中心に

2009年（平成21年度）の通常国会で議決された著作権法の改正は、ここ数年としては比較的規模の大きいものであると言えよう。特に、キャッシュの取り扱いなど、技術の進歩によって生じた現実との乖離事象などを埋めた事は今後の円滑な著作物の利用への貢献が大きいと言えよう。

### 1-1-1. 今回の主な改正点

今回の法改正の主たるポイントは以下とおりである。

- (1) 違法なインターネット配信による音楽・映像を、違法であると知りながら複製することを著作権侵害とする
- (2) ネット販売等で海賊版の販売の申出(広告行為)を著作権侵害とし、罰則を付与
- (3) 検索エンジンのキャッシュ等に関して明文化
- (4) 古いTV番組をインターネットで二時利用する際、実演家などの権利者不明の場合での利用の円滑化
- (5) 国会図書館所蔵資料の円滑な電子化への対応
- (6) 視覚・聴覚障害者への対策
- (7) その他(インターネット販売等での美術品等の画像掲載、情報解析研究のための複製、送信の効率化等のための複製など)である

### 1-1-2. ダウンロード違法化の規定

このうち、今期の改正点の最大のポイントで且つ、いわゆるネットユーザの関心が高いのが(1)であろう。一般に言うところの「海賊版ダウンロードの違法化」である。以下にこの部分の法改正について詳しく考察してみたい。

この規定は条文としては、第30条1項に3号として『著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合』という文言を新設することにより、権利制限規定としての「私的目的の複製」が成立しえない例外事項を追加している。

ネット上には多くのいわゆる海賊コンテンツが存在するという事実がある。発売されたばかりの楽曲や公開・放送されたばかりの映画やTV番組が誰にでも丸ごとダウンロード可能になっている現状では、このような規制は権利者からすれば当然の要求といえよう。

ただし、この規定では処罰規定の設置を見送っている。(2)のインターネット販売などで、海賊版やコピー商品の販売広告を行うことを可罰化していることとは対照的である。これは、(a)ネット上に上がっている著作物が、そもそも合法的にアップロードされたものなのかどうかの判断が行いづらいこと、(b)ネットの技術特性上、自分が意識しないうちに勝手にダウンロードしてしまう場合があること、などが考慮された結果だとされている。

### 1-1-3. 考察

では、刑罰のない規定でそれが可能なのであろうか。これに関してはいくつかの効果が考えられる。

まず(a)「それは違法です!」と断言できることによる抑止効果。今まではアップロードに関しては禁止する規定があったが、ダウンロードに関しては明確な規定が無かったため、そう言い切ることができなかった。

また、(b)著作権法上に「違法」である旨が明示されることにより、学則や社内規定などにも、それらのダウンロードを禁ずる規則を明記することができ、場合によっては、それを行った者に対するペナルティを科すことが可能になるであろう。

さらに(c)民事訴訟での原告の優位性。刑罰は刑事訴訟での話であるが、経済的損害が発

生じた著作権侵害事件では、通常、民事事件での損害賠償請求も行われる。法律に明確な禁止規定があるにもかかわらずこれを行った場合には、民事事件では裁判官の心証に大きく影響することは間違いない。ただし、現在は権利者がサイト運営者に対して、ダウンロードを行った利用者を特定するための情報開示を請求することができる制度がなく、「権利団体が利用者への損害賠償請求をいきなり行うことは、基本的にはない」と文化庁が表明していることから<sup>1</sup>、直ちにこのような事態における訴訟が発生することはないであろう。

最後に、(4)今後の法改正で罰則規定を設ける可能性を残した。例えば、不正競争防止法上に定められている「営業秘密の漏洩」も、当初は罰則規定はなかった。まずその行為が違法である旨を定めそれを周知し、さらに状況を見て必要であれば可罰化する、というのも立法政策上は良く用いられる。よって今回の改正は、違法にアップロードされたコンテンツのダウンロード行為への罰則付加のための橋頭堡を確保したとも考えることができる。しかしながら営業秘密の漏洩時と違い、私的目的の複製という権利制限規定内での罰則の付与がなされることは、今後この問題がよほど深刻な事態、例えば全国民が年間何百本もの海賊版ダウンロードを行うといった状況にならない限りなされないであろうし、またなすべきでないと思われる。

また、今回の条文は対象をデジタル方式の録音又は録画に限定しているため、例えば、コミックを一話丸ごとスキャンングしておいてある所からのダウンロードには適用できないといった点で課題を残すと言える<sup>2</sup>。

#### 1-1-4. その他の改正点についての論考

<sup>1</sup>文化庁の著作権法改正についての解説ページ「問11」より。

([http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html))

<sup>2</sup>録画とは「映像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製すること」をいうため(著作権法2条1項14条)、マンガ雑誌の紙面をスキャンングすることは録画には該当しない。

今回の著作権法改正では「情報解析研究のための複製」が無許諾で行えるようになって<sup>3</sup>いる。あまり大きく取り上げられている点ではないが、筆者は、特に情報セキュリティの観点から、この条文の新設に注目する。今まで明文化されていなかったがゆえ、ともするとセキュリティ技術を研究するための、ネット上の様々な情報解析時の複製が違法行為となり得る可能性があったことが排除されたことは、研究に大きなインセンティブをあたえることになる。

#### 1-1-5. デジタル・フォレンジックの観点からの考察

ここで、この「47条の7」をデジタル・フォレンジックの観点から考察してみたい。その理由は、デジタル・フォレンジックに伴う複製と著作権侵害の関係に関しては、過去論じられたことがなく、また今改正でも、情報解析研究には触れられているが、「デジタル・フォレンジック」に関しては一切の言及がないからである。それ故、本稿にて考察してみることにする。

言うまでもなくフォレンジックの対照となる情報には著作物、著作物性のない情報の両方が含まれている。当然、著作物性のない情報(例えば、単なるファクトデータなど)であれば、フォレンジック調査の為の複製時に少なくとも著作権侵害の如何は気にする必要がない。しかしながら、フォレンジック調査の対象にはメールや様々な創作的文章も含まれ、それらが著作物性を有することは当然である。よって、デジタル・フォレンジックと著作権に関する問題は必ず発生しうる。

これが訴訟の準備であれば、42条の定める権利制限に含まれると解される<sup>4</sup>ゆえ、問題はないはずである。

しかしながら、デジタル・フォレンジック調査は訴訟に発展する以前の段階、例えば、社内における従業員の不正の調査や役員の背

<sup>3</sup>「47条の7」の新設

<sup>4</sup>「裁判手続等における複製」の権利制限規定

任の調査のために、経営者独自の判断で会社のプライベートな調査として行われることもある。このような場合に42条は適用の対象外であることは言うまでもない。では、今期の改正で新設された「第47条の7(情報解析研究のための複製等)」を用いることは可能であろうか。

文化庁著作権課による本条項の解説には、次のようにある<sup>5</sup>。

「具体的には、著作物は、大量の情報から、それを構成する言語、音、映像等の要素を抽出し、比較分類その他の統計的な解析を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体に記録することができることとしています。」となっている。ここには、比較分類その他の統計的な解析…との文言はあるがデジタル・フォレンジックについては触れられていない。しかしながら、本条の設置趣旨が、同ページには「これらの行為は、著作物の表現そのものの効用を享受する目的で行われるものではなく、情報を収集し、統計的に処理する目的で行われるものです。したがって、権利者の権利を保護すべき著作物利用としての実質を備えないものであると考えられます。」とあり、その判断の根拠を著作物利用の実質面に置いていることから、その情報の著作物としての利用、つまり、著作権者の権利を侵害しない行為と言う点で、デジタル・フォレンジック調査も同様であり、本条が当てはまるべきものと考えられる。

## 2. 不正競争防止法の改正

著作権法とならんで、今期(平成21年)に行われた情報保護のための法改正としては、不正競争防止法の営業秘密に関する規定の改正がある。

### 2-1. 不競法2条1項7号の改正

今回の改正は、不正競争の定義において、

<sup>5</sup> 前掲 解説 web ページ 問5

([http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/21_houkaisei.html))

営業秘密の持ち出しに関する規定を、

#### [改正前]

営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

#### [改正後]

営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

に変更したものである。

文言としては「不正の競業その他の」という言葉の削除だけであるが、その意味するところは大きい。すなわち、従来は競業関係にある間柄でしか成立しなかった営業秘密の持ち出しに関して、自己への不正の利益を得んとしようとする場合においても成立するようにし、可罰化したことになる。

### 3-2. 法の想定外の事件の多発

今回の法改正の直接のきっかけとなったのは、2007年春に起きた、いわゆる「デンソー事件」である。

この事件は、大手自動車部品メーカーの正規雇用の外国人技術者が社内のデータベースから十数万件の技術情報をダウンロードしていた事件である。愛知県警はいったんこの外国人技術者の身柄を拘束したが、証拠不十分なこと、適用できる罪状がないことなどから、釈放している。すなわち、本件ではこの技術者が競合他社に情報を売り渡していたわけではなく、その情報の行方に関しては、立証できるだけのものが無かった結果、現行不競法が適用できなかったものである。

一方、2009年春に起きた、三菱UFJ証券の従業員による名簿業者への顧客名簿売却事件も、競業他社への名簿の持ち込みではないた

め、仮に顧客名簿が営業秘密に該当したとしても<sup>6</sup>、現行の不競法の適用対象外となる。本事件では、借金の返済の為に顧客名簿を持ち出し、それを売ってお金を手に入れたものである。たまたま本件では、情報を社内のサーバからダウンロードした際に、部下であった別の元従業員の ID/Password でネットワークに侵入した痕跡があったため、不正アクセス禁止法違反によって刑事事件として逮捕されている。しかし不正アクセス禁止法での刑事罰の量刑は最大でも懲役1年であるため、最大で懲役10年または罰金1000万円あるいは、その併科が可能な不競法との量刑では大きな格差がある。

また、名簿は個人情報であるが、個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対する情報の管理規定は定めているが、その法律の性質と目的ゆえ、情報を持ち出した個人に対しての罰則を定めてはいない。

このように法は従来、外部の人間が不正に情報を持ち出すことを想定しており、正当な権限を持つ内部の人間が企業間の不公正な競争にはあたらぬ目的で組織内の機密情報を持ち出すことは想定していなかった。2009年度改正はこのような場合であっても適用が可能になったといえ、今後の効果がおおいに期待できる。

### 3-3. 考察

今回の不正競争防止法の改正に併せて「外国為替及び外国貿易法(外為法)」も改正され、国家安全保障に関わるようなデータやメディアの海外への持ち出し規制する措置が執られた。これらの法改正によって、従来は法的空白が相当量埋められたと言ってよいであろう。

しかしながら、私見としては抜本的な対策となったとは思えず、このような国家安全保

障に直接関わるような情報の保護に関しては、各法の小規模な改正によって行うのではなく、もっと大きな法律で記すべきものと解する。

## 4. まとめ

情報セキュリティの世界で使われる「CIA」の概念は、法律にも当然にあてはめることができる。岡村久道は、その著書において関連各法をこのC. I. A. 毎に分類することを試みている<sup>7</sup>。

今回の改正はその中でも、著作権法の部分はA (Availability: 可用性)に関するもので、不競法・外為法などはC (Confidentiality: 機密性)に関する部分であると言えよう。今回の改正により技術の進歩や想定外の不正行為に対する法の不備をかなり改善できたと言える。

しかしながら、自分のUSBメモリにデータだけをコピーして持ち出した場合の対処など、まだまだ法的対策を検討しなければならない領域も存在する。ただし闇雲的にすべてに厳格な法の覆いをかければよいわけではなく、その際の判断基準は、岡村が述べているように<sup>8</sup>、「最終的に如何なる権利利益が法的保護の対象となるべきかという点を考慮しなければならぬ」はずである。

最終ページ(次ページ)に現行法制での財となる情報の保護を図表化したものを<図1>として提示し、本稿のまとめとしたい。面全体を情報と見なし、それぞれがどのような法規によって規制しているかを塗りつぶしの感覚で視覚化したものである。(なお、波線円形部が主として今回の不競法改正によって広がった枠である。)

以上

<sup>6</sup> 判例では、顧客名簿であっても「秘密管理性」「非公知性」「有用性」の三要件を満たせば、営業秘密として成立するとされている。

「プロスタカス治験データ事件(東京地判 平12.9.28)」、「氣づきの会事件(東京地判 平15.5.15)」など。

<sup>7</sup> 岡村久道『情報セキュリティの法律』(商事法務, 2007)

<sup>8</sup> 岡村 前掲 19ページ

<図1>

財となる情報の保護を規制する各種法規等  
(作図:須川賢洋)

